

議案第76号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成28年12月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び組合休暇」を「、介護時間及び組合休暇」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「配偶者」の次に「等」を加え、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」を削り、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び組合休暇」を「、介護時間及び組合休暇」に改める。

別表第1の5の項中「1月」を「1年」に、同18の項中「4日」を「6日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、平成29年1月1日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命

権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく平成29年1月1日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。